小 山 育 英 会　収 入 基 準 に つ い て

小山育英会では、申請要件の一つに世帯収入基準を設けており、基準額をオーバーすると申請いただくことができません。しかしながら、世帯収入が基準額をオーバーしそうな場合でも、当会で採用している方法により所得額を算出した場合、世帯状況等によっては下記の例のように、**収入基準内に収まる場合があります**。

「収入が多いから申請できないかも・・・」とお悩みの方は、お気軽に田辺市教育総務課までご相談ください。

（例）父・母に給与収入があり、父・母・子（中３）の３人世帯で、子（中３）が高等学校に進学を希望する場合

まず、住民票がある自治体で父・母の所得証明書を取得します。

父の所得証明書	給与収入額	合計所得金額
	3,339,000 円	2,000,000 円
母の所得証明書	給与収入額	合計所得金額
	2,228,000 円	1,000,000 円

※上記金額は一例です。実際の給与収入額や合計所得金額は、取得した所得証明書をご確認ください。

所得証明書による父・母の合計所得金額は、合わせて「３００万円」となり、３人世帯の基準額「１９０万円」（大学進学希望の場合は「２１２万円」）を超えているように見えますが、小山育英会の算出方法では、所得証明書の合計所得金額ではなく、給与収入額から所得金額を算出することとなっています。

まず、父・母ともに、所得証明書に記載の給与収入額を確認します。給与収入額は、千の位以下を切り捨てます。この場合、父母の給与収入額は以下のとおりとなります。

・父・・・給与収入額 3,339,000 円　→　「３３３万円」（9,000 円を切り捨て）
・母・・・給与収入額 2,228,000 円　→　「２２２万円」（8,000 円を切り捨て）

この数字をもとに、「給与所得金額早見表」で所得金額を算出します。なお、金額の高い方（この場合は父）は《A表》で、金額の低い方（この場合は母）は《B表》で算出します。

（裏面へ続く）

父の所得 （小山育英会基準）	《Ａ》給与所得金額早見表より 収入金額	《Ａ》給与所得金額早見表より 所得金額
	３３３万円	５２万円
母の所得 （小山育英会基準）	《Ｂ》給与所得金額早見表より 収入金額	《Ｂ》給与所得金額早見表より 所得金額
	２２２万円	１３７万円

これによって算出した父･母の所得金額の合計は、５２万円＋１３７万円＝「１８９万円」となり、３人世帯の基準額である「１９０万円」内に収まります。よって、この世帯は小山育英会奨学金の申請が可能です。

他にも、所得判定のための特別控除があり、例えば今回の場合、子（中３）が高等学校に進学予定ですので、先に算出した合計所得金額（１８９万円）から更に「３９万円」を控除した金額（１５０万円）により判定します。

※世帯人員による基準額や、給与所得金額早見表、特別控除額表等については、別紙書類をご確認ください。

【お問合せ先】
〒646-8545
和歌山県田辺市東山一丁目５番１号
田辺市教育委員会　教育総務課　担当：久保
TEL：0739-26-9941　FAX:0739-24-8323
E-Mail：kyouiku@city.tanabe.lg.jp